

荒川区バリアフリー  
交通安全特定事業計画

日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区

平成25年3月

東京都公安委員会

**荒川区バリアフリー基本構想における重点整備地区  
「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」の交通安全特定事業計画**

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条(基本方針)及び第36条(交通安全特定事業の実施)に基づき、荒川区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	主要地方道王子千住南砂町線	明治通り	北区境～②尾竹橋通り	JR 日暮里駅 西日暮里駅 三河島駅	
②	主要地方道上野尾竹橋線	尾竹橋通り	①明治通り～②区道荒台6号線		店舗C、東日暮里六郵便局、店舗A
③	特例都道駒込宮地線	駒込宮地線	台東区境～②尾竹橋通り	東京メトロ 千代田線 西日暮里駅	西日暮里郵便局、西日暮里公園
④	放射第11号線	尾久橋通り	北区境～②尾竹橋通り		西日暮里駅前郵便局、ステーションガーデンタワー、店舗B
⑤	区道荒92号線	冠新道	①明治通り～④尾久橋通り	京成 新三河島駅 日暮里駅	荒川税務署、冠新道サービスステーション、西日暮里ふれあい館
⑥	区道第691号線	藍染川西通り	①明治通り～③駒込宮地線		
⑦	区道荒82号線		②尾竹橋通り～③駒込宮地線	日暮里・舎人ライナー 日暮里駅 西日暮里駅	真土公園
⑧	区道荒83号線		①区道第316-1号線～⑫区道荒161、荒86号線		
⑨	区道荒87、第319-1、荒115号線		③駒込宮地線～⑬あやめ通り		店舗D
⑩	区道荒87号線	七五三通り	②尾竹橋通り～⑬あやめ通り		日暮里図書館
⑪	区道第316-1号線		④尾久橋通り～⑧区道荒83号線		
⑫	区道荒161、荒86号線		⑦区道荒82号線～⑫区道荒台6号線		ステーションガーデンタワー
⑬	区道荒89号線	あやめ通り	④尾久橋通り～区道荒83号線		日暮里図書館
⑭	区道荒88号線		④尾久橋通り～⑬あやめ通り		
⑮	区道荒84号線		⑨区道荒87、第319-1、荒115号線～⑭区道荒88号線		
⑯	区道荒107号線	日暮里中央通り	②尾竹橋通り～⑫区道荒台6号線		日暮里区民事務所
⑰	区道荒125号線		⑯日暮里中央通り～⑱区道荒128号線		日暮里南公園
⑱	区道荒128号線		②尾竹橋通り～④尾久橋通り		店舗A、日暮里南公園

⑱	区道荒129号線		⑱区道荒128号線～⑳区道荒台6号線		日暮里南公園
㉓	区道荒248号線		JR線路脇側道～⑥藍染川通り		西日暮里在宅高齢者通所サービスセンター、日暮里地域包括支援センター
㉑	区道荒267号線	ルート日暮里	③駒込宮地線～㉒区道荒台6号線		日暮里駅前郵便局
㉒	区道荒台6号線		④尾久橋通り～㉒区道荒161、荒86号線		
㉓	台東区道 台第77号線		紅葉橋～㉓区道台荒1号線		
㉔	区道荒108号線	諏訪台通り	③駒込宮地線～㉓区道台荒1号線		西日暮里公園、諏訪台ひろば館
㉕	区道台荒1号線		㉒区道荒台6号線～㉔諏訪台通り		
㉖	区道荒256号線	夕やけだんだん	台東区境～㉔諏訪台通り		

## 2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

### (1) 路線別

No.	路線	区間	事業内容	実施予定期間
①	主要地方道王子千住南砂町線	北区境～②尾竹橋通り	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	平成25～32年度
②	主要地方道上野尾竹橋線	①明治通り～㉒区道荒台6号線	同上	同上
③	特例都道駒込宮地線	台東区境～②尾竹橋通り	同上	同上
④	放射第11号線	北区境～②尾竹橋通り	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)、横断歩道の整備	同上
⑨	区道荒87、第319-1、荒115号線	③駒込宮地線～⑬あやめ通り	横断歩道の整備	同上
⑬	区道荒89号線	④尾久橋通り～区道荒83号線	同上	同上
⑭	区道荒88号線	④尾久橋通り～⑬あやめ通り	同上	同上
⑯	区道荒107号線	②尾竹橋通り～㉒区道荒台6号線	信号機の改良(音響機能の整備、歩行者用青時間の確保)	同上
⑰	区道荒125号線	⑯日暮里中央通り～⑱区道荒128号線	横断歩道の整備	同上
㉑	区道荒267号線	③駒込宮地線～㉒区道荒台6号線	同上	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
<p>1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業</p> <p>(1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 ※ 道路標識の高輝度化は既に実施済みであり、必要に応じて実施</p> <p>(2) 道路標示の適切な補修 ※ 道路標示の高輝度化は既に実施済み</p> <p>(3) エスコートゾーンの整備（注1） ※ 音響機能式信号機のある横断歩道について、必要に応じて実施</p> <p>2 違法駐車防止のための事業</p> <p>(1) 横断歩道上、バス停留所付近における違法駐車車両の重点的な指導取締りの実施</p> <p>(2) 荒川区による放置自転車対策と連携した視覚障害者誘導用ブロック上の放置二輪車等の指導取締りの実施</p> <p>(3) 荒川区と連携した違法駐車防止についての広報啓発活動の実施</p>	平成25～32年度 (継続的に実施)

(注1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施にあたっては、相互の事業の進捗状況を確認するための意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

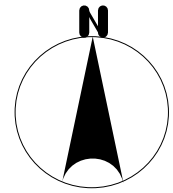
信号機の整備にあたっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

また、交通規制の実施にあたっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

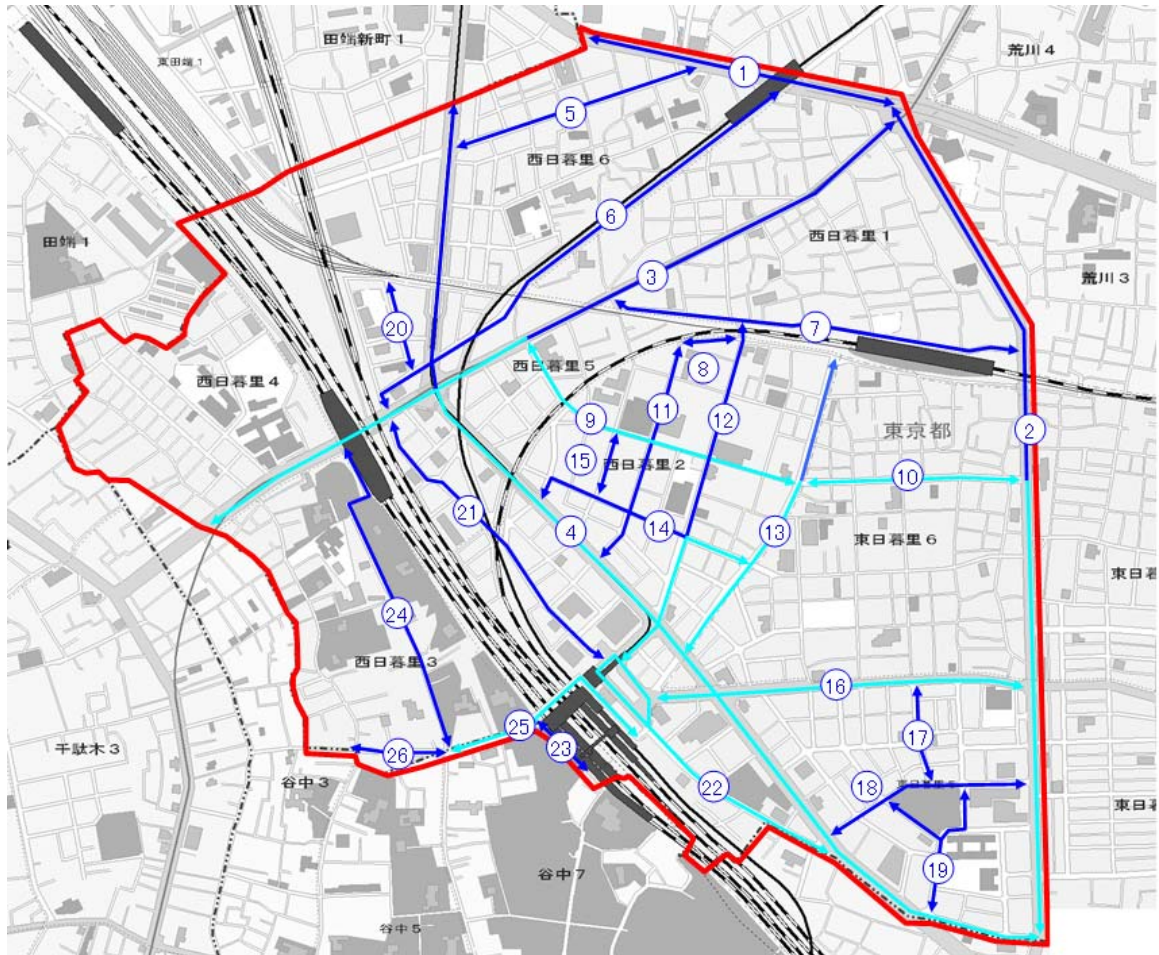
(3) 違法駐車防止のための事業における配慮事項

違法駐車防止の指導取締りに加え、違法駐車防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。

# 位置図






区市町村名	荒川区
重点整備地区名	日暮里駅・西日暮里駅・三河島駅周辺地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

-  : 重点整備地区
-  : 道路の区間 (新設生活関連経路)
-  : 道路の区間 (既設生活関連経路)

